

令和5年度第2回北海道多面的機能支払制度検討会 議事録（概要版）

日 時：令和5年11月16日（木）13：30～15：00

場 所：本庁7階農政部第1中会議室

出席者：別添「出席者名簿」のとおり

議題等：1. 議事

（1）施策評価について

2. その他

（ ○ ～ 構成員、● ～ 事務局 ）

（1）施策評価について

ア 事務局から資料1及び多面的機能支払交付金北海道施策評価報告書（素案）（以下、「素案」という。）に基づき説明

イ 質疑応答 ～ 有

○ 最初に、構成員から提出のあった事前質問に対する回答の説明をお願いします。

● まず1つ目に、「素案 P5 以降に自己評価と活動組織アンケートの結果が記載されていますが、自己評価と活動組織アンケートの回答者は同じ実際に活動されている方々でしょうか。」という質問ですが、回答としまして、自己評価は、平成30年度から令和4年度調査実績の延べ830組織、活動組織アンケートについては、令和4年度調査実績、これは令和5年度に調査したのですが、714組織の実際に活動している組織となっております。そのため、回答者が重複している場合もございます。

2つ目に「素案 P14～15 に「都道府県独自で定めている取組」とありますが、北海道だけが取り上げている取組はありますか。」という質問ですが、各々の都府県が国と協議して、独自に定めている取組でありますので、北海道が定めた取組を他都府県で定めているかは不明でございます。

3つ目に「素案 P16 の③効果の発現状況の各項目で R2 が R4 より回答数が少ないのは、R2 時点では、効果発現状況を把握していない、または、整理していない組織が多いということですか。」という質問ですが、ご質問のとおりでありまして、2年目より4年目の方が効果を実感している、または、活動の醸成が図られ4年目として活動の効果を実感しているため、4年目の組織が増となっております。

4つ目に「素案 P24 の活用している、または、活用したいデジタル技術でドローンの使用目的が分かれば教えてください。同じく、自動草刈り機は、ロボット芝刈り機のようなものをイメージされているのでしょうか。」という質問ですが、ドローンについて

は、施設の点検や確認などの撮影用、自動草刈り機は、ラジコンによる無人草刈り機と聞いております。

以上、事前質問に対する回答でございます。

- 資料P2の多面版SDGsローカル指標とは、どのようなものでしょうか。
- 本日は手元に資料がないため、次回の検討会でご説明します。
- 素案P5以降の効果項目において、複数の自己評価や活動組織アンケートで評価している場合、パーセンテージに差があるときは、どのように評価しているのでしょうか。
- 複数のアンケート等の結果により評価している場合、各項目において平均値により評価しています。
- 素案P15「生態系や循環を促進するために、収穫時に発生するもみ殻を収集し、土壌改良材等として利用するもみ殻燻炭を生成」という取組はb評価となっておりますが、パーセンテージの平均は79.5%となり、四捨五入すると8割であるため、a評価でよいのではないかと思います。いかがでしょうか。
- 8割程度以上をa評価としているため、8割に満たなかった本取組はb評価としております。
- 素案P27の環境保全型農業の取組に秋耕が含まれていますが、以前からあったのでしょうか。環境保全型農業の取組に秋耕が含まれているのは、どうしてでしょうか。
- 秋耕は、環境保全型農業直接支払交付金で実施している取組になりますので、多面ではこの取組を交付金の対象としていません。
- 傾斜地では、秋耕したほうが融雪期の侵食が激しいということが念頭にあるのですが、秋耕したほうがいいという知見はありますか。
- 水田であれば、代掻き期にり底盤ができあがってしまい、降雨等が地下に浸透しなくなるため、秋耕をすることにより地下への浸透を促進するという考え方もあると思いますが、傾斜地では、秋耕した土が流亡するという懸念もあると思います。
- 秋耕が環境保全型農業に含まれている理由を確認しておいてください。

- 確認し、次回の検討会でご報告します。
- 素案 P23 に「コロナが感染症法5類に移行となったことにより、道としても、感染症に対する対策について支援していく。」とありますが、具体的にどういうことでしょうか。
- 道としては、コロナが感染症法5類に移行したことにより、感染症対策に合わせた対応をしていくこととなりますが、例えば、活動組織が総会を開催するにあたり、対面や書面の方法がありますので、運営や活動に支障がないよう、感染症対策に対応した活動方法を速やかに活動組織に情報提供するなど支援を行っていかうと考えています。
- コロナ禍には、感染症対策として対面での集会の自粛やマスクの着用等、道から指導はしていたのでしょうか。
- 国からの通知もあり、道及び道協議会からも通知し、例えば総会は対面でなく書面でも可能ということ、草刈等の構成員が多数集まる機会の自粛、作業者同士の間隔を空けること、ゴミ拾い等を行う場合はマスクの着用や消毒を徹底する等を指導・周知しています。
- 感染症対策について啓発していくのはいいですが、支援という言葉は気になります。
- 表現について修正を検討しますが、活動に支障のないよう支援していくという意味でございます。
- 素案 P20,21 の取組の推進に係る活動状況について、評価を「◎」や「○」と記載していますが、どのように評価しているのでしょうか。
数値的な評価基準があるのであれば、記載していただきたい。
- 数値的な指標ではなく、例えば、素案 P20 の「パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発」については、道と道協議会が実施した説明会、意見交換会の回数や全道で広く実施したことを勘案し、普及啓発の効果が現れる見込みがかなりあったとして「◎」とし、「ホームページを通じた情報の提供」については、閲覧数等の確認が困難であり、実際の回数や人数が把握できないため、ある程度効果が現れる見込みがあるとして「○」とさせていただきます。また、「研修会等の実施」についても、年間を通し全道各地において実施しているため、効果がかなり期待され、活動組織及び市町村からのご意見もいただいていることから、効果はかなりあるとして「◎」とさせていただきます。

いております。

- 他の都府県も同様の評価基準なのでしょうか。
- 項目は国から示されているため、他の都府県と同様ですが、評価基準については確認しておりません。
- アンケートをとってれば、指標になると思いますが、アンケートはとっていないのでしょうか。
- アンケートはとっておりません。
- 「○」は、やや物足りないところがあるという判断になり、足りないものは何かと考えるのではないのでしょうか。
- 手応えがあったものは「◎」、少し手応えがなかったものは「○」というように、開催者側の手応えとして評価していると、私は受け止めております。
- 素案 P14,15 について、道は非常に広い面積を有し、独自性を持った市町村が多いと思いますが、市町村アンケートのなかで概ね効果が発現されているという評価は、取組を実施している市町村のみを対象とした評価なのか、すべての市町村を対象とした評価なのでしょうか。
- 田の関係では、石狩、空知や上川が多く、鹿柵については、草地帯が多いといったように、取り組んだ活動組織を対象としています。
- 全体の話になりますが、評価の視点として、資源と環境、社会、経済、道独自の評価と大きく4つに分かれています。

資源と環境は、自然災害が少し低いですが、概ね a 評価になっており、社会と経済は、b 評価が多くなっています。また、道独自の取組は、概ね a 評価となっています。

評価の視点でいいますと、水の関係はコミュニティの問題の面も大きいと思いますが、それが現れていないのは北海道の特徴、機能的な組織となっているのではと思います。

経済では、集団的なことを実施している部分で、不在地主の関係は面白いと思いますが、想定される効果というのがなかなか難しいと思います。そういった活動のなかで農地集積につなげていくということだとは思いますが、内地の集落営農等を前提として評価軸が作られているので、北海道では a 評価にならないのではないかという気がしていま

す。

逆に北海道独自の取組では a 評価になっているということなので、調査の設計自体が北海道に合っていない面があるのではという感想ですが、何かお気づきの点がありましたら、教えてください。

- 素案 P13 の効果項目のうち「農地の利用集積の推進」については、活動組織のみならず、多面の活動をきっかけとして集まる意識は非常に高くなっていますが、農地集積の成果としては、市町村評価のように集積できていない部分もあるため、ここでは意識が低くなっているということになっています。

また、大規模農家が離農したときに集約できるのかということになると難しいところがあるため、そのような部分は意識の部分と実績がかみ合っていないところはあるかと思えます。

- 農地移動については私も興味がありますが、北海道の施策でも昔から農地移動適正対策をやっており、水田では、ある時期までは集落をベースとした話し合いのなかで、様々な活動がされてきたところが多く、そのような話がもう少しあってもいいかな、と思っています。

また、担い手が減少し法人が増加しているということもあり、あまり機能が働かなくなっているのかという気もします。

一つ一つの評価も大事ですが、全体としての評価を記載していただけるとわかりやすいと思います。

- 四角囲いのまとめの部分に追記するような形でよろしいでしょうか。

- よろしいと思います。総括的なものもまとめてもらえたら良いかなと思います。

- 効果の発現については、総括等で全体の評価の追記を検討させていただきます。

- 素案 P30 に「市町村における業務が増大し、職員の負担が増加しているため、市町村における業務の軽減を図ること。」と記載がありますが、十勝管内では、市町村や JA 等で人材が不足しているという話を聞いております。

そのため、経験の浅い職員でも、制度の内容や調査の回答など、やりやすい仕組みを国や北海道にも考えていただければと思います。専門職でなければできない仕事では、今後、様々な事業が取り組みにくくなりますので、是非、経験の浅い職員でも対応できる体制が整えられるよう意識していただければと思います。

例えば、素案 P26 では、用語の説明を記載しています。このような記載があると経験

の浅い職員でも対応できると思いますので、ベテラン職員がこういうことをご理解いただければと思います。

- 市町村における業務については、計画認定であれば、事前に道協議会事務局に提出し、内容の確認を受けてから認定するという流れになっているので、そういう面では支援していますが、業務量は変わらないため、丁寧に対応していきたいと考えております。
また、わかりやすい手引き、Q&Aなどについても道協議会のホームページに掲載しているところですが、そのことについても周知をしていかなければと考えております。

○ 素案 P26 には、用語の説明が記載されていますが、P27 の注 1、注2、注3、注4 の説明が記載されておきませんので、追記してください。

- P26 との整合もとれていないため、修正させていただきます。

- 頂いた意見につきましては、内部で検討させていただいて、修正できるものや表現がわかりにくいものなど、全般的に見直して修正検討し、次回検討会に諮ることといたします。

(2) その他

ア 事務局からその他資料に基づき説明

イ 質疑応答 ～ 有

○ 資料 P2 の「必要と認めるときは」とは、何か事案が発生したときということでしょうか。

- 事案が発生したとき、情報があつたとき、他府県で不正事案があつたとき等と考えております。

北海道では当該事案が発生していますので、特に本年度、来年度は、牽制機能を働かせるため、独自調査を進めていきたいと考えております。

○ 牽制機能を働かせるためには、抜き打ちで実施するのがよいのではないのでしょうか。

- 書類の修正等ができないタイミングで通知し、調査することを考えております。